

# 嘉島町障害福祉サービス 利用ガイドブック



- |                   |     |
|-------------------|-----|
| ● 嘉島町の障がい者を取り巻く状況 | p1  |
| ● 計画の概要           | p1  |
| ● 障がい者を対象としたサービス  | p5  |
| ● 障がい児を対象としたサービス  | p8  |
| ● 相談支援            | p10 |
| ● 地域生活支援事業        | p11 |
| ● 利用手続き           | p12 |
| ● サービス事業所一覧       | p13 |

# 1 嘉島町の障がい者を取り巻く状況

令和5年の障害者手帳所持者は身体障害者手帳所持者 332 人、療育手帳所持者 72 人、精神障害者保健福祉手帳所持者 93 人となっています。

令和5年の総人口に占める手帳所持者の割合は 4.9%（うち身体 3.3%、療育 0.7%、精神 0.9%）となっています。

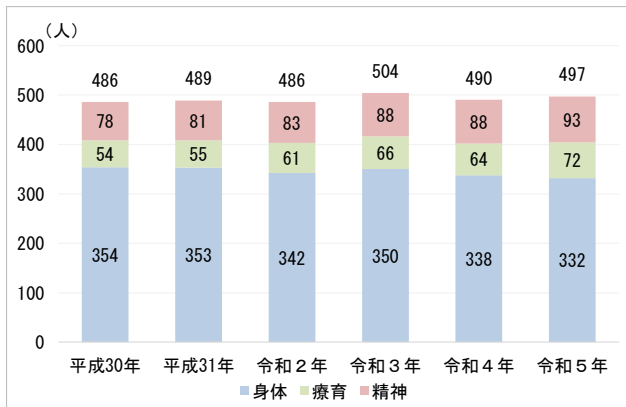
■ 種類別障がい者数の推移

（単位：人）

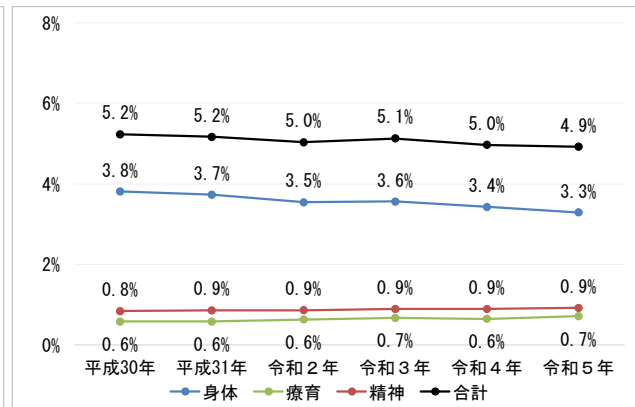
|             | 平成 30 年 | 平成 31 年 | 令和 2 年 | 令和 3 年 | 令和 4 年 | 令和 5 年 |
|-------------|---------|---------|--------|--------|--------|--------|
| 身体障害者手帳     | 354     | 353     | 342    | 350    | 338    | 332    |
| 療育手帳        | 54      | 55      | 61     | 66     | 64     | 72     |
| 精神障害者保健福祉手帳 | 78      | 81      | 83     | 88     | 88     | 93     |
| 合 計         | 486     | 489     | 486    | 504    | 490    | 497    |

（各年度 4 月 1 日現在）

【障害者手帳所持者人数の推移】



【総人口に占める手帳所持者割合の推移】



## 2 計画の概要

### 計画策定の背景

国においては、平成 26 年に批准した「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」との整合性確保に留意しつつ、令和 5 年 3 月に、令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 年間を計画期間とする障がい者のための施策に関する基本的な計画である「障害者基本計画（第 5 次）」を策定し、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策に取り組んでいます。

本町においては、これまでの施策の状況を踏まえ、本町の障がい者の実態やニーズに即した障がい者施策を、更に総合的・計画的に推進していくため、「第 5 期嘉島町障がい者プラン、第 7 期障がい福祉計画・第 3 期障がい児福祉計画」を策定します。

## ■ 計画の期間

現行の「第4期嘉島町障がい者プラン」（平成30年度～令和5年度）は、今年度が計画期間の終了になり、これまでの計画を見直し、令和6年度から令和11年度までの6年間を計画期間とする「第5期嘉島町障がい者プラン」を策定します。

また、現行の「第6期障がい福祉計画」及び「第2期障がい児福祉計画」（令和3年度～令和5年度）は、今年度が計画期間の終了となり、こちらも計画を見直し、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする「第7期嘉島町障がい福祉計画」及び「第3期嘉島町障がい児福祉計画」を策定します。

| 平成<br>30年度      | 令和<br>元年度 | 令和<br>2年度       | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度       | 令和<br>5年度 | 令和<br>6年度       | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 | 令和<br>9年度 | 令和<br>10年度 | 令和<br>11年度 |
|-----------------|-----------|-----------------|-----------|-----------------|-----------|-----------------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 第4期<br>障がい者プラン  |           |                 |           |                 |           | 第5期<br>障がい者プラン  |           |           |           |            |            |
| 第5期<br>障がい福祉計画  |           | 第6期<br>障がい福祉計画  |           | 第7期<br>障がい福祉計画  |           | 第8期<br>障がい福祉計画  |           |           |           |            |            |
| 第1期<br>障がい児福祉計画 |           | 第2期<br>障がい児福祉計画 |           | 第3期<br>障がい児福祉計画 |           | 第4期<br>障がい児福祉計画 |           |           |           |            |            |

## ■ 基本理念

障がいのある人もない人も地域の中で自立した生活を送り、すべての人々が社会の一員としてお互いを尊重して支えあい尊厳をもちながら生き生きと暮らしていくことができる地域社会の実現を目指し、施策の推進を図ります。

### ●●● 基本理念 ●●●

ささえあい、わかりあい、みとめあい、  
あい（愛）の湧き出る 嘉島町

基本理念

基本目標

取組内容

やさえあい、わかりあい、みとめあい、あい愛の湧き出る  
嘉島町

基本目標 1  
啓発・広報活動の推進

(1) 啓発・広報活動の推進  
(2) 福祉教育の推進

基本目標 2  
権利擁護の推進及び虐待の  
防止、差別の解消

(1) 権利擁護の推進及び虐待の防止  
(2) 障がい者を理由とする差別の解消の推進

基本目標 3  
教育・療育の充実

(1) 就学前の保育・療育・教育の充実  
(2) 就学後の教育・育成の充実  
(3) インクルーシブ教育の推進  
(4) 専門職種の育成・確保

基本目標 4  
雇用・就業支援の推進

(1) 就労に関する相談支援体制の充実  
(2) 障がいのある人の就労支援

基本目標 5  
保健・医療の充実

(1) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療  
(2) 保健・医療・福祉の連携体制の強化  
(3) 精神保健知識の普及・啓発  
(4) こころの健康づくりの推進

基本目標 6  
生活支援・相談支援の充実

(1) 相談体制の拡充  
(2) 生活支援サービスの充実  
(3) 障がい児支援の充実  
(4) 経済的自立の支援

基本目標 7  
生活環境の整備

(1) 町営住宅、建築物、歩行空間等のバリア  
フリー化の推進  
(2) 地域の見守り体制の整備  
(3) 災害時に備えた体制づくり

基本目標 8  
情報・コミュニケーションの  
支援の充実

(1) 情報バリアフリー化の推進  
(2) 意思疎通（コミュニケーション）支援体制  
の充実

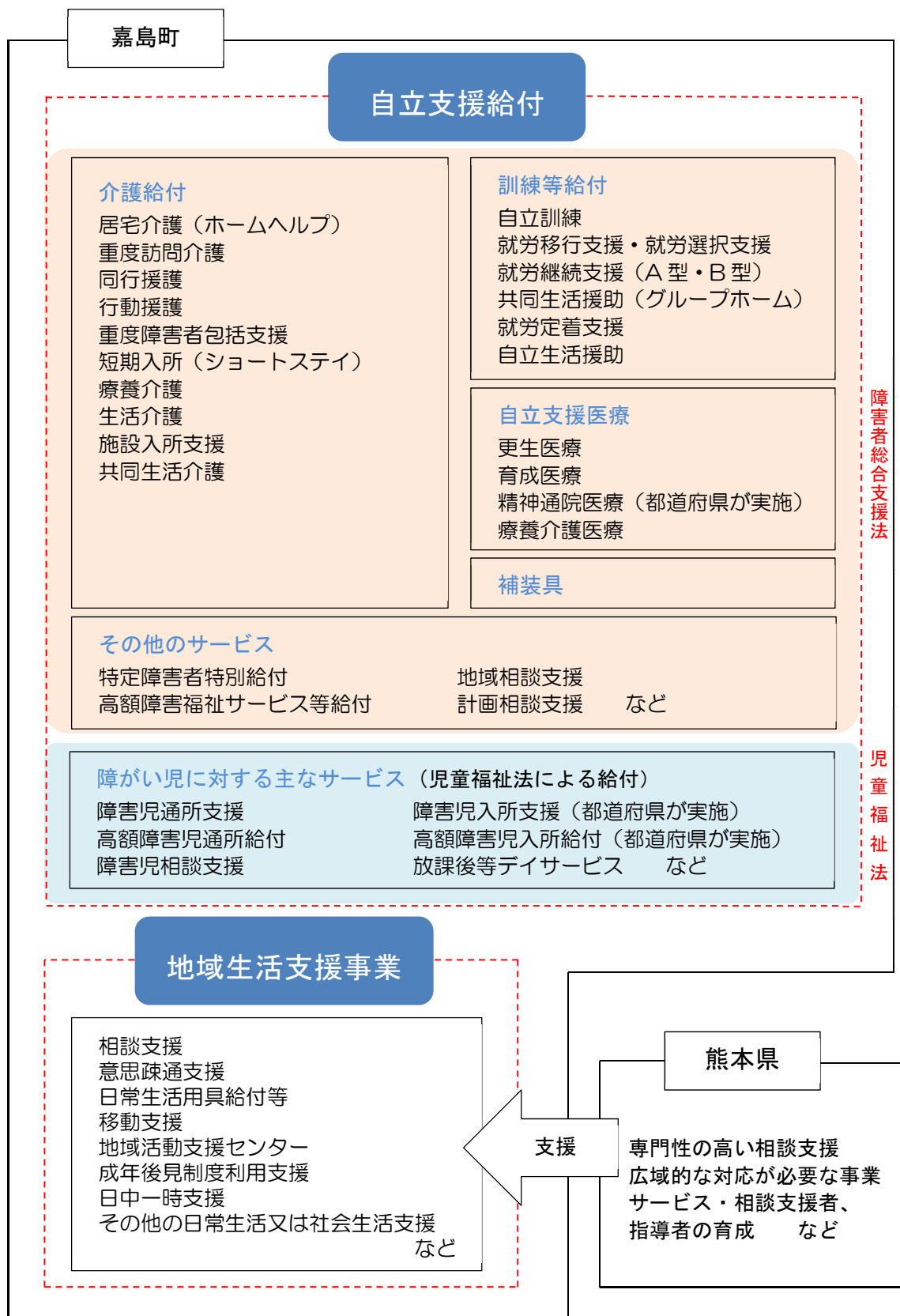


## 施策の展開

| 基本目標                   | 施策の展開                                                                                                                                                                                            |
|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 啓発・広報活動の推進           | 障がいのある人への差別や偏見のない共生社会を実現するために、全ての町民が障がい者への理解を深め、こころのバリアフリーの実現を推進します。 など                                                                                                                          |
| 2 権利擁護の推進及び虐待の防止、差別の解消 | 社会のあらゆる場面において障がいを理由とする差別の解消を進めるため、様々な主体の取組との連携を図りつつ、事業者や町民の幅広い理解の下、環境の整備に係る取組を含め、障がいのある人の差別の解消に向けた取組を幅広く実施することにより、障害者差別解消法や県が制定した「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」等の実効性ある施行を図ります。 など                     |
| 3 教育・療育の充実             | 障がい児や発達に支援が必要な子どもを発達支援センター（療育センター）の活用及び保健センター等との連携により早期発見します。また、子どもの障がい特性や発達段階、生活の状況等に応じて、保健・医療・福祉・教育などの各専門分野と連携し、総合的かつ継続的な相談・支援を行っていくための体制の充実に取り組みます。 など                                        |
| 4 雇用・就業支援の推進           | 障がいのある人が地域で自立した生活を送るためには、就労が重要であり、働く意欲のある障がいのある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、総合的な支援を推進します。 など                                                                                                     |
| 5 保健・医療の充実             | 障がい者が身近な地域において、保健・医療サービス、医学的リハビリテーション等を受けることができるよう、相談・助言の充実を図るとともに、予防・治療が可能である障がいの原因となる疾病等について、早期発見に努めるとともに、適切な医療サービスの提供を促進します。 など                                                               |
| 6 生活支援・相談支援の充実         | 障がいの有無にかかわらず町民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目的とし、身近な場所において必要な日常生活、社会生活を営むための支援を受けられることにより、社会参加の機会が確保され、障がいのある人及び障がいのある子どもが基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス等の支援を行います。 など |
| 7 生活環境の整備              | 障がいのある人の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するため、障がいのある人のための住宅の確保、建築物、公共交通機関等のバリアフリー化を推進するとともに、障がいのある人に配慮したまちづくりに努めます。 など                                                                          |
| 8 情報・コミュニケーションの支援の充実   | 障がいのある人が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるように、情報通信における情報アクセシビリティの向上、情報提供の充実、コミュニケーション支援の充実等、情報の利用におけるアクセシビリティの向上を推進します。 など                                                                     |

### 3 障がい者を対象としたサービス

障害者総合支援法による総合的な支援は、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。※障がい児に関するサービスは、すべて児童福祉法に位置づけられています。詳しくは、8～9ページを参照してください。



「障害福祉サービス」は、勘案すべき事項（障がいの種類や程度、介護者、居住の状況、サービスの利用に関する意向等）及びサービス等利用計画案を踏まえ、個々に支給決定が行われる「障害福祉サービス」「地域相談支援」と、市町村等の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟にサービスを行う「地域生活支援事業」に大別されます。

サービスは、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置づけられ、それぞれ、利用のプロセスが異なります。

## 福祉サービスに係る自立支援給付等の内容

### ① 介護給付

| 名称         | 内容                                                                                                    |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 居宅介護       | ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。                           |
| 重度訪問介護     | 自宅での家事や入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。                                                           |
| 同行援護       | 外出時に対象者に同行し、視覚的情報の支援（代筆・代読含む）や移動の援護、排せつ・食事等の介護等を行います。                                                 |
| 行動援護       | 行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。  |
| 重度障害者等包括支援 | 常に介護を必要とする方のなかでも、特に介護の必要度が高い方に対して、必要な障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活介護等）を包括的に提供します。          |
| 生活介護       | 主として昼間において、地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。                      |
| 療養介護       | 病院において医療的ケアを必要とする障がい者のうち、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。 |
| 短期入所       | 自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。       |
| 施設入所支援     | 施設に入所する障がい者に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。                              |

## ② 訓練等給付

| 名称                  | 内容                                                                                                                                          |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自立訓練<br>(機能訓練)      | 地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、又は障がい者の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言など身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。 |
| 自立訓練<br>(生活訓練)      | 地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所又は障がい者の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。              |
| 就労選択支援<br>(令和7年度施行) | 障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。                                                               |
| 就労移行支援              | 一般企業等への就労を希望する人に、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。                                                             |
| 就労継続支援A型            | 一般企業等に就労することが困難な障がい者に対して、生産活動などの機会の提供、一般就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援・指導等を行います。(雇用契約あり)                                                          |
| 就労継続支援B型            | 通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に対して、生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な支援・指導等を行います。(雇用契約なし)                                                                |
| 就労定着支援              | 一般就労に移行した障がい者に対し、相談を通し就労に伴う環境変化により生じている生活面の課題を把握するとともに、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間提供します。                                                         |
| 自立生活援助              | 定期的又は必要に応じ利用者の居宅を訪問し、居宅で自立した日常生活を営むための問題の把握と情報提供及び助言・相談、関係機関との連絡調整などの必要な援助を行います。                                                            |
| 共同生活援助<br>(グループホーム) | 障がい者に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。                                                                             |



## 4 障がい児を対象としたサービス

障がい児を対象とした施設・事業は、施設入所等は児童福祉法、児童デイサービス等の事業関係は障害者自立支援法、重症心身障害児(者)通園事業は予算事業として実施されてきましたが、平成24年4月より児童福祉法に根拠規定が一本化され、体系も再編されました。また、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備が平成30年度から施行されることとなります。

なお、障害児通所支援を利用する保護者は、市町村に障害支援区分の認定について申請を行い、サービス等利用計画を経て、支給決定を受けた後、利用する施設と契約を結びます。障害児入所支援を利用する場合は、児童相談所に申請します。

### 「児童福祉法」改正の概要

| 内 容                       | 対 象 者                                                                                                                               | 支 援 内 容                                                                                                                                                                                                                            |
|---------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設 | 重度心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児                                                                        | ○障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施（「居宅訪問型児童発達支援」）。<br>【具体的な支援内容の例】<br>・手先の感覚と脳の認識のずれを埋めるための活動<br>・絵カードや写真を利用した言葉の理解のための活動                                                                                                |
| 保育所等訪問支援の支援対象の拡大          | 【対象者の拡大】<br>乳児院・児童養護施設に入所している障害児を対象者として追加<br>※現在の対象者は、以下の施設に通う障害児<br>・保育所、幼稚園、小学校 等<br>・その他児童が集団生活を営む施設として、地方自治体がみとめるもの（例：放課後児童クラブ） | ○児童が集団生活を営む施設を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行う。<br>①障害者本人に対する支援（集団生活適応のための訓練等）<br>②訪問先施設のスタッフに対する支援（支援方法等の指導等）                                                                                                                     |
| 障害児のサービス提供体制の計画的な構築       | 【内容】<br>児童福祉法に基づく障害児通所・入所支援などについて、サービスの提供体制を計画的に確保するため、都道府県及び市町村において障害児福祉計画を策定する等の見直しを行う。                                           | 【具体的内容】<br>【基本指針】<br>○厚生労働大臣は、障害児通所・入所支援、障害児相談支援の提供体制の整備や円滑な実施を確保するための基本的な指針を定める。<br>【障害児福祉計画】<br>○市町村・都道府県は、基本指針に即して、障害児福祉計画を策定する。<br>○放課後等デイサービス等の障害児通所支援や障害児入所支援については、都道府県障害児福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、都道府県は事業所等の指定をしないことができる。 |

※医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携に必要な措置を講ずるよう努めることとする改正については、平成28年6月3日より先行して実施されています。

## ■ 嘉島町及び熊本県における障がい児を対象としたサービス内容

### ① 嘉島町（障害児通所支援）

| 名称              | 内容                                                                                                                                                                                              |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 児童発達支援          | 未就学の障がい児に対し、児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。                                                                                                                       |
| 医療型児童発達支援       | 医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行います。                                                                                                                                                             |
| 放課後等<br>デイサービス  | 就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することで障がい児の自立を促進します。                                                                                                                            |
| 保育所等訪問支援        | 保育所等を訪問し、障がいのある児童に、障がいのない児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。                                                                                                                                           |
| 居宅訪問型<br>児童発達支援 | 障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与及び生活能力の向上のために必要な訓練を行います。                                                                                                                                  |
| 障害児相談支援         | <p>ア）障害児支援利用援助</p> <p>障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。</p> <p>イ）継続障害児支援利用援助</p> <p>支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。</p> |

### ② 熊本県（障害児入所支援）

| 名称             | 内容                                                                                                                                                      |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 福祉型<br>障害児入所施設 | 従来の障害種別の施設と同等の支援を確保するとともに、主たる対象とする障がい以外の障がいを受け入れた場合に、その障がいに応じた適切な支援を提供します。また、医療型は、このほか医療も提供します。18歳以上の障害児施設入所者には、自立（地域生活への移行等）を目指した支援を提供します。             |
| 医療型<br>障害児入所施設 | <p>*重症心身障害児施設は、重症心身障害の特性を踏まえ児者一貫した支援の継続を可能とします。</p> <p>*現に入所していた者が退所させられないように配慮されます。また、引き続き、入所支援を受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、満20歳に達するまで利用することができます。</p> |

## 5 相談支援

障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、以下のような相談支援事業を実施しています。

### 相談支援のサービス体系

#### 計画相談支援

##### ●サービス利用支援

障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。

##### ●継続サービス利用支援

支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

#### 地域相談支援

##### ●地域移行支援

障害者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所する障がい者、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。

##### ●地域定着支援

居宅において単身で生活している障がい者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

#### 障害児相談支援

##### ●障害児支援利用援助

障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。

##### ●継続障害児支援利用援助

支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

### 相談支援サービスの内容

| 名称     | 内容                                                                   |
|--------|----------------------------------------------------------------------|
| 計画相談支援 | 計画相談支援は、障害福祉サービス等を利用するためのサービス等利用計画の作成及び見直しをするための支援を行うサービスです。         |
| 地域移行支援 | 地域移行支援は、入所している障がいのある人又は入院している精神に障がいのある人が地域生活に移行するための相談等の支援を行うサービスです。 |
| 地域定着支援 | 地域定着支援は、居宅等で単身生活する障がいのある人が地域生活を継続していくための支援を行うサービスです。                 |

## 6 地域生活支援事業

障がいのある人が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、住民に最も身近な市町村を中心として以下の事業が実施されます。

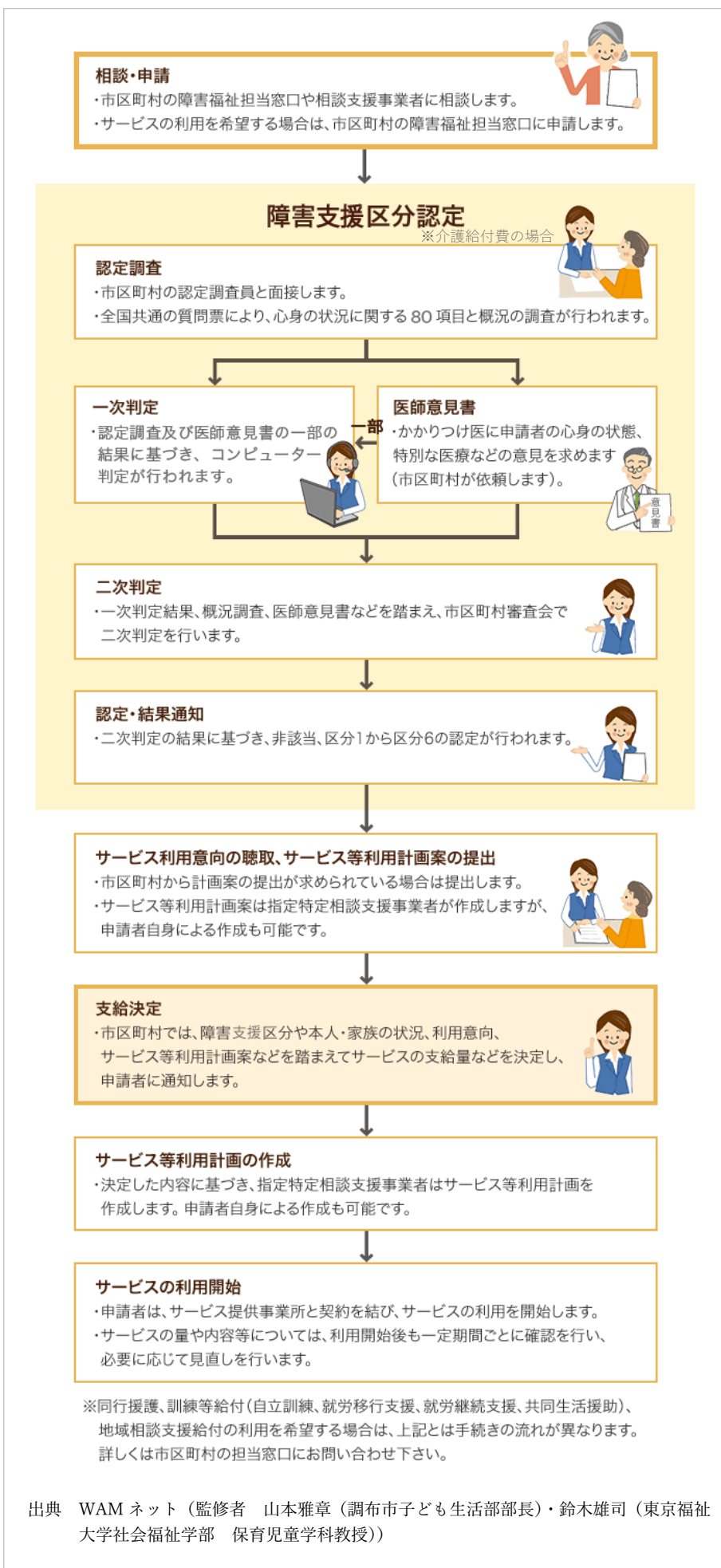
嘉島町では、地域で生活する障がいのある人のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な事業形態での実施が可能となるよう、自治体の創意工夫により事業の詳細を決定し、効率的・効果的な取り組みを行います。なお、対象者、利用料など事業内容の詳細については、役場窓口にお尋ねください。

### ■ 地域生活支援事業の内容

| 名称                            | 内容                                                                                                                                                  |
|-------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 理解促進研修・啓発事業                   | 地域住民に対して、障がい者に対する理解を深めるための研修会や事業所訪問、イベントなどの啓発活動を行います。                                                                                               |
| 自発的活動支援事業                     | 障がい者が自立した日常生活・社会生活を営むことができるように、障がい者やその家族、地域住民等による地域による自発的な取組を支援します                                                                                  |
| 障害者相談支援事業                     | 障がい者（児）やその保護者、介護者等からの福祉に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、福祉サービスの利用援助等を支援するとともに、障害福祉に係る関係機関が連携を図り、地域の課題解決に向け協議を行う上益城圏域自立支援協議会の設置・運営、虐待防止等の権利擁護のために必要な援助を行うものです。 |
| 成年後見制度利用支援事業                  | 障害福祉サービスを利用する上で成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者で、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である障がい者に対し、成年後見制度の利用費用の補助を行い利用を支援することで、障がい者の権利擁護を図る事業です。               |
| 意思疎通支援事業<br>(手話通訳者・要約筆記者派遣事業) | 聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳等の方法により、障がい者とその他の人との意思疎通を支援する手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。                                           |
| 日常生活用具給付等事業                   | 重度の障がいのある人を対象に、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付・貸与することで、日常生活の便宜を図ることを目的とした事業です。<br>介護・訓練支援用具／自立生活支援用具／在宅療養等支援用具／情報・意思疎通支援用具／排泄管理支援用具／居宅生活動作補助用具                  |
| 手話奉仕員養成事業                     | 手話で日常会話を行うのに必要な手話語い及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活や社会生活を営むことができるようにする事業です。                                                     |
| 移動支援事業                        | 身体、知的、精神等の障がいにより外出時の移動が困難な人に対し、外出の際の移動の支援を行います。                                                                                                     |
| 地域活動支援センター基礎事業                | 障がい者等が通所し、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実・強化することで、障がい者等の地域生活支援の促進を図る事業です。                                             |



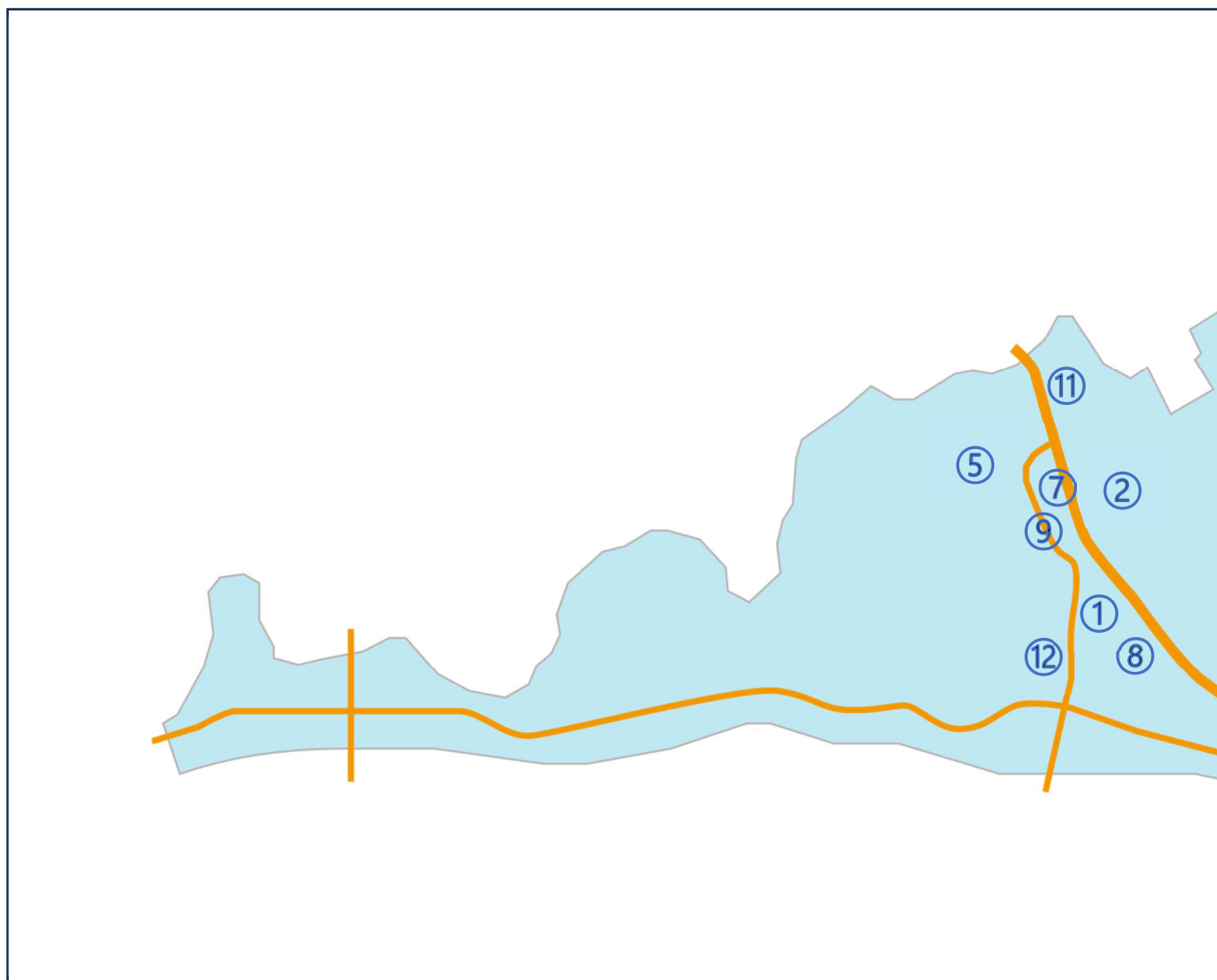
## 7 利用手続き



## 8 サービス事業所一覧

令和6年1月末現在

※町外、圏域外の事業所もご利用いただけます。



|                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                            |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>① 相談支援事業所 Cruto</p> <p>熊本県上益城郡嘉島町大字上仲間<br/>860 番地 1<br/>☎096-234-7980</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画相談支援</li> <li>・障害児相談支援</li> </ul> | <p>② 相談支援事業所 メロディー</p> <p>熊本県上益城郡嘉島町大字鯨<br/>1207 番地 2 リーパ`ハウス 5 番館 101<br/>☎096-273-9698</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画相談支援</li> <li>・障害児相談支援</li> </ul> | <p>③ ホームヘルプ ハンドシェア</p> <p>熊本県上益城郡嘉島町大字北甘木<br/>2312 番地<br/>☎096-237-7177</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護</li> </ul>        |
| <p>⑦ みらいワークス</p> <p>熊本県上益城郡嘉島町鯨 1810-1<br/>優マツヨリ 202<br/>☎096-237-6683</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労継続支援 B 型</li> </ul>                 | <p>⑧ Switch 嘉島 with T-STEP</p> <p>熊本県上益城郡嘉島町上島<br/>2077-7 カ`ル 1F<br/>☎096-285-5615</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童発達支援</li> <li>・保育所等訪問支援</li> </ul>      | <p>⑨ カルテット</p> <p>熊本県上益城郡嘉島町鯨 2764 番地<br/>☎096-282-8024</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童発達支援</li> <li>・放課後等デイサービス</li> </ul> |



|                                                                    |               |                                                           |       |                                                          |        |
|--------------------------------------------------------------------|---------------|-----------------------------------------------------------|-------|----------------------------------------------------------|--------|
| ④                                                                  | ヴィレッジピープル     | ⑤                                                         | 晶栄    | ⑥                                                        | まい・せるふ |
| 熊本県上益城郡嘉島町大字下六嘉<br>1765 番地<br>☎096-214-6310<br>・就労継続支援 A 型         |               | 熊本県上益城郡嘉島町上仲間 184<br>☎096-237-6705<br>・就労継続支援 A 型         |       | 熊本県上益城郡嘉島町上六嘉<br>11-1 番地<br>☎096-237-3898<br>・就労継続支援 B 型 |        |
| ⑩                                                                  | 子ども支援室みらい嘉島教室 | ⑪                                                         | コンサート | ⑫                                                        | ひだまり   |
| 熊本県上益城郡嘉島町上六嘉<br>1382-2<br>☎096-237-5888<br>・児童発達支援<br>・放課後等デイサービス |               | 熊本県上益城郡嘉島町鯉 1755 番<br>地 2<br>☎096-288-9530<br>・放課後等デイサービス |       | 熊本県上益城郡嘉島町上仲間<br>807-3<br>☎096-235-6070<br>・放課後等デイサービス   |        |



## ■ 嘉島町障害福祉サービス利用ガイドブック ■

令和6年3月発行

〒861-3192

熊本県上益城郡嘉島町上島 530 番地

嘉島町役場 福祉課

TEL : 096-237-2576